

I 工事概要及び範囲																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1. 工事場所 北海道常呂郡佐良町字幌岩1-14 (キムアネップ岬)																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2. 工事範囲 ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>構 造</th> <th>階 数</th> <th>型 別</th> <th>戸 数</th> <th>延べ面積(m²)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>● 炊事場</td> <td>木 造・1階</td> <td>19.44</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">内訳</td> </tr> <tr> <td colspan="9"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>構 造</th> <th>階 数</th> <th>型 別</th> <th>戸 数</th> <th>延べ面積(m²)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住戸部計</td> <td>0 戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住戸部計</td> <td>0 戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住戸部計</td> <td>0 戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無</td> </tr> <tr> <td colspan="7">4. 指定部分工事</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(1) 工事範囲</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(2) 指定期工 契約日より 令和 6 年 12 月 27 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="7">6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入) ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。</td> </tr> <tr> <td colspan="9"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>建 築</th> <th>電 気</th> <th>暖 房</th> <th>衛 生</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>上記の補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>埋込電灯、スピーカー、ファン等</td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>設備用天井、床点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火用煙感知器、自動閉鎖装置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用基礎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルーフドレイン排水金物</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>配管は衛生</td> </tr> <tr> <td>流水台、ユニットバスの排水トラップ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>接続は衛生</td> </tr> <tr> <td>木製建具枠の取付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>木製建具枠のルールの欠込は建築</td> </tr> <tr> <td>換気扇等取付枠</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上 防雪フード</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁面入換気ガラリ及び防風板</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道栓盤</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油集中盤への配線接続</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>									名 称	構 造	階 数	型 別	戸 数	延べ面積(m ²)	備 考	● 炊事場	木 造・1階	19.44	m ²				○							○							○							内訳							<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>構 造</th> <th>階 数</th> <th>型 別</th> <th>戸 数</th> <th>延べ面積(m²)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住戸部計</td> <td>0 戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住戸部計</td> <td>0 戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住戸部計</td> <td>0 戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無</td> </tr> <tr> <td colspan="7">4. 指定部分工事</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(1) 工事範囲</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(2) 指定期工 契約日より 令和 6 年 12 月 27 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="7">6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入) ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。</td> </tr> <tr> <td colspan="9"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>建 築</th> <th>電 気</th> <th>暖 房</th> <th>衛 生</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>上記の補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>埋込電灯、スピーカー、ファン等</td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>設備用天井、床点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火用煙感知器、自動閉鎖装置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用基礎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルーフドレイン排水金物</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>配管は衛生</td> </tr> <tr> <td>流水台、ユニットバスの排水トラップ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>接続は衛生</td> </tr> <tr> <td>木製建具枠の取付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>木製建具枠のルールの欠込は建築</td> </tr> <tr> <td>換気扇等取付枠</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上 防雪フード</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁面入換気ガラリ及び防風板</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道栓盤</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油集中盤への配線接続</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>									名 称	構 造	階 数	型 別	戸 数	延べ面積(m ²)	備 考	○			2DK	戸	m ²					2DK	戸	m ²					3DK	戸	m ²					住戸部計	0 戸	m ²		○			2DK	戸	m ²					2DK	戸	m ²					3DK	戸	m ²					住戸部計	0 戸	m ²		○			2DK	戸	m ²					2DK	戸	m ²					3DK	戸	m ²					住戸部計	0 戸	m ²		3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無							4. 指定部分工事							(1) 工事範囲							(2) 指定期工 契約日より 令和 6 年 12 月 27 日まで							6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入) ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。							<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>建 築</th> <th>電 気</th> <th>暖 房</th> <th>衛 生</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>上記の補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>埋込電灯、スピーカー、ファン等</td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>設備用天井、床点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火用煙感知器、自動閉鎖装置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用基礎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルーフドレイン排水金物</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>配管は衛生</td> </tr> <tr> <td>流水台、ユニットバスの排水トラップ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>接続は衛生</td> </tr> <tr> <td>木製建具枠の取付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>木製建具枠のルールの欠込は建築</td> </tr> <tr> <td>換気扇等取付枠</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上 防雪フード</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁面入換気ガラリ及び防風板</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道栓盤</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油集中盤への配線接続</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考	躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填	○	●	●	●	補強は建築	上記の補強	●					設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●				埋込電灯、スピーカー、ファン等	設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●				補強は建築	設備用天井、床点検口	○					防火用煙感知器、自動閉鎖装置	○					設備機器用基礎	○	○	○			ルーフドレイン排水金物	○				配管は衛生	流水台、ユニットバスの排水トラップ	●				接続は衛生	木製建具枠の取付け	○				木製建具枠のルールの欠込は建築	換気扇等取付枠	○	○	○			同上 防雪フード	○					外壁面入換気ガラリ及び防風板	○					水道栓盤	○	●	○			灯油集中盤への配線接続	○	○	○		
名 称	構 造	階 数	型 別	戸 数	延べ面積(m ²)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																												
● 炊事場	木 造・1階	19.44	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																															
○																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
○																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
○																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
内訳																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>構 造</th> <th>階 数</th> <th>型 別</th> <th>戸 数</th> <th>延べ面積(m²)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住戸部計</td> <td>0 戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住戸部計</td> <td>0 戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3DK</td> <td>戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住戸部計</td> <td>0 戸</td> <td>m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無</td> </tr> <tr> <td colspan="7">4. 指定部分工事</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(1) 工事範囲</td> </tr> <tr> <td colspan="7">(2) 指定期工 契約日より 令和 6 年 12 月 27 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="7">6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入) ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。</td> </tr> <tr> <td colspan="9"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>建 築</th> <th>電 気</th> <th>暖 房</th> <th>衛 生</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>上記の補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>埋込電灯、スピーカー、ファン等</td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>設備用天井、床点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火用煙感知器、自動閉鎖装置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用基礎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルーフドレイン排水金物</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>配管は衛生</td> </tr> <tr> <td>流水台、ユニットバスの排水トラップ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>接続は衛生</td> </tr> <tr> <td>木製建具枠の取付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>木製建具枠のルールの欠込は建築</td> </tr> <tr> <td>換気扇等取付枠</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上 防雪フード</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁面入換気ガラリ及び防風板</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道栓盤</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油集中盤への配線接続</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>									名 称	構 造	階 数	型 別	戸 数	延べ面積(m ²)	備 考	○			2DK	戸	m ²					2DK	戸	m ²					3DK	戸	m ²					住戸部計	0 戸	m ²		○			2DK	戸	m ²					2DK	戸	m ²					3DK	戸	m ²					住戸部計	0 戸	m ²		○			2DK	戸	m ²					2DK	戸	m ²					3DK	戸	m ²					住戸部計	0 戸	m ²		3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無							4. 指定部分工事							(1) 工事範囲							(2) 指定期工 契約日より 令和 6 年 12 月 27 日まで							6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入) ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。							<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>建 築</th> <th>電 気</th> <th>暖 房</th> <th>衛 生</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>上記の補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>埋込電灯、スピーカー、ファン等</td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>設備用天井、床点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火用煙感知器、自動閉鎖装置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用基礎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルーフドレイン排水金物</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>配管は衛生</td> </tr> <tr> <td>流水台、ユニットバスの排水トラップ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>接続は衛生</td> </tr> <tr> <td>木製建具枠の取付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>木製建具枠のルールの欠込は建築</td> </tr> <tr> <td>換気扇等取付枠</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上 防雪フード</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁面入換気ガラリ及び防風板</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道栓盤</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油集中盤への配線接続</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考	躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填	○	●	●	●	補強は建築	上記の補強	●					設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●				埋込電灯、スピーカー、ファン等	設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●				補強は建築	設備用天井、床点検口	○					防火用煙感知器、自動閉鎖装置	○					設備機器用基礎	○	○	○			ルーフドレイン排水金物	○				配管は衛生	流水台、ユニットバスの排水トラップ	●				接続は衛生	木製建具枠の取付け	○				木製建具枠のルールの欠込は建築	換気扇等取付枠	○	○	○			同上 防雪フード	○					外壁面入換気ガラリ及び防風板	○					水道栓盤	○	●	○			灯油集中盤への配線接続	○	○	○																																																					
名 称	構 造	階 数	型 別	戸 数	延べ面積(m ²)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																												
○			2DK	戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			2DK	戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			3DK	戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			住戸部計	0 戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
○			2DK	戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			2DK	戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			3DK	戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			住戸部計	0 戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
○			2DK	戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			2DK	戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			3DK	戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			住戸部計	0 戸	m ²																																																																																																																																																																																																																																																																																													
3. 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無 ● 有 ○ 無																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
4. 指定部分工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(1) 工事範囲																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
(2) 指定期工 契約日より 令和 6 年 12 月 27 日まで																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6. 施工区分 (分離発注の場合のみ記入) ※ 下記●は、工事対象範囲を示す。																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>建 築</th> <th>電 気</th> <th>暖 房</th> <th>衛 生</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>上記の補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>埋込電灯、スピーカー、ファン等</td> </tr> <tr> <td>設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>補強は建築</td> </tr> <tr> <td>設備用天井、床点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>防火用煙感知器、自動閉鎖装置</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器用基礎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ルーフドレイン排水金物</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>配管は衛生</td> </tr> <tr> <td>流水台、ユニットバスの排水トラップ</td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>接続は衛生</td> </tr> <tr> <td>木製建具枠の取付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>木製建具枠のルールの欠込は建築</td> </tr> <tr> <td>換気扇等取付枠</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上 防雪フード</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁面入換気ガラリ及び防風板</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水道栓盤</td> <td>○</td> <td>●</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>灯油集中盤への配線接続</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考	躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填	○	●	●	●	補強は建築	上記の補強	●					設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●				埋込電灯、スピーカー、ファン等	設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●				補強は建築	設備用天井、床点検口	○					防火用煙感知器、自動閉鎖装置	○					設備機器用基礎	○	○	○			ルーフドレイン排水金物	○				配管は衛生	流水台、ユニットバスの排水トラップ	●				接続は衛生	木製建具枠の取付け	○				木製建具枠のルールの欠込は建築	換気扇等取付枠	○	○	○			同上 防雪フード	○					外壁面入換気ガラリ及び防風板	○					水道栓盤	○	●	○			灯油集中盤への配線接続	○	○	○																																																																																																																																																																																												
工 種	建 築	電 気	暖 房	衛 生	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																													
躯体の設備配管用のスリーブ、箱抜等及びモルタル等の充填	○	●	●	●	補強は建築																																																																																																																																																																																																																																																																																													
上記の補強	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●				埋込電灯、スピーカー、ファン等																																																																																																																																																																																																																																																																																													
設備機器用天井、壁、床下地の開口及び開口補強	●				補強は建築																																																																																																																																																																																																																																																																																													
設備用天井、床点検口	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
防火用煙感知器、自動閉鎖装置	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
設備機器用基礎	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ルーフドレイン排水金物	○				配管は衛生																																																																																																																																																																																																																																																																																													
流水台、ユニットバスの排水トラップ	●				接続は衛生																																																																																																																																																																																																																																																																																													
木製建具枠の取付け	○				木製建具枠のルールの欠込は建築																																																																																																																																																																																																																																																																																													
換気扇等取付枠	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
同上 防雪フード	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
外壁面入換気ガラリ及び防風板	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
水道栓盤	○	●	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
灯油集中盤への配線接続	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															

II 各工事								
1. 図面(工事数量総括表を含む)及び、この特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官房企画部監修「公共建築工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書 令和4年版(各工事編)」(以下、改修標準仕様書」という)、「建築物解体工事共通仕様書 令和4年版」(以下「解体共通仕様書」という)及び、「北海道建設部土木工事共通仕様書(令和4年10月版)」による。								
2. 特記事項の適用については次による。								
(1) 章は○印、項目は ▶ 印を塗りつぶしたものを適用する。								
(2) 特記事項は○印を塗りつぶしたものを適用し、塗りつぶしのない場合は * 印をつけたものを適用する。								
(3) 特記事項で○印で塗りつぶしたものがある場合は、共に適用する。								
(4) 特記事項に記載の() 内表示番号は、標準仕様書の該当項目、該当図又は該当表を示す。								
3. この特記仕様書に施工部位の記載のないものは図面によるものとする。								
4. 本工事における工事監理業務委託の有無 * 有 ○ 無								
5. 契約書に基づく履行報告に当たり、報告に用いる様式等は、下記による。 (1.2.4)								
(1) 落札後、直ちに提出する書類								
・口座登録所支払種別選択申出書								
・契約書								
・建設リサイクル別記の写し								
・経常建設共同企業体協定書(甲)の写し								
・付属協議書								
・契約保証書(原本)								
・建設リサイクル協議書及び同・別記								
・契約後、速やかに提出する書類								
・工事工程表								
・請負金内訳書								
・現場代理人等指定通知書								
・施工体制台帳1								
・1級等の施工管理技術検定合格証書の写し又は監理技術者証の写しもしくは経歴書								
・健康保険被保険者証または監理技術者証の裏面もしくは住民税特別徴収税額通知書								
・共同企業体編成表								
・積算労務単価報告書								
・下請契約額申出書								
・保険関係成立の証								
・建設業退職金共済制度掛金収納書(発注者用)								
・建設業退職金共済掛金収納書を提出しない理由書								
(3) 該当する場合、速やかに提出する書類								
・下請負人選定通知書								
・施工体制台帳2								
・施工体制台帳3								
・施工体制台帳4								
・下請契約書の写し								
・施工体系図								
・労務者配置予定表								
・火災保険等付保険契約書								
・建設リサイクル変更協議書								
・瑕疵担保責任の履行の確保に関する届出								

3. 技術提案に係る履行確認及びペナルティ								
<p>(4) 施工中に必要な都度提出する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書(前払) ・前払金使途変更申込書・承諾書 ・中間前払認定請求予定通知書 ・中間前払認定請求書 ・請求書(中間前払) ・中間前払金保証に係る前払金使途変更申込書・承諾書 ・出来型部分等確認請求書 ・請求書(部分払) ・VOC測定結果報告書 								
<p>○ 簡易型総合評価方式(施工計画審査タイプ)</p> <p>技術評価項目について</p>								
<p>1. 責任の所在</p> <p>発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。</p>								
<p>2. 技術評価項目に係る履行確認</p> <p>簡単な施工作業計画・配定予定技術者、担当手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。</p>								
<p>3. 「地域の技能士等の活用」の履行確認</p> <p>当該工事施工中に、工事監督員が施工の立会時に合わせて、技能士等の資格、居住地及び作業状況を確認し、その確認状況を受注者が写真撮影することを原則とし、技能士選定通知書に添付するものとする。</p>								
<p>4. 技術評価項目に係るペナルティ</p> <p>加点評価した技術評価項目を受注者の責により履行できない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。</p> <p>但し、自然災害など受注者の責によらない場合はこの限りでない。</p>								
<p>(1) 簡易な施工計画</p> <p>7. 入札時に加点評価した簡単な施工計画について、不履行が発生し、入札時の評価が下がる場合に減点する。</p>								
<p>4. 減点は、1項目当たり最大5点とする。</p>								
<p>(2) 主任(監理)技術者</p> <p>7. 工事完成時に提出する書類</p>								
<p>・建設業退職金共済証紙貼付実績書1号様式(元請用)</p> <p>・建設業退職金共済証紙貼付実績書2号様式(下請用)</p> <p>・建設業退職金共済証紙貼付実績書3号様式(内訳書)</p>								
<p>(6) 工事完成時に提出する書類</p>								
<p>・工事完成通知書</p> <p>・建設業退職金共済証紙貼付実績書1号様式(元請用)</p> <p>・建設業退職金共済証紙貼付実績書2号様式(下請用)</p> <p>・建設業退職金共済証紙貼付実績書3号様式(内訳書)</p> <p>・住宅瑕疵担保責任保険の付保明書</p> <p>・請求書(完成払)</p>								
<p>6. 次の場合は該当し、発注者が必要と認める場合は、設計変更する。</p> <p>ただし、概数の確定による変更は除く。</p>								
<p>(1) 設計図書間に不一致等がある場合</p> <p>7. 設計図書に記載されている内容と数量統括表等と一致しない、又は脱漏している場合等</p>								
<p>(2) 設計図書と現場の状態とに不一致等がある場合</p> <p>7. 設計図書により示した条件と現場の状態が一致しないことにより施工方法・範囲の変更を必要とする場合等</p>								
<p>(4) 地域の技能士の活用、地域企業の活用、地域資材の活用、その他の評価項目の不履行による減点</p>								
<p>7. 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。</p>								
<p>イ. 減点は、1項目当たり一律5点とする。</p> <p>ウ. その他の評価項目については、履行確認が必要となる場合のみに適用する。</p>								
<p>○ 簡易型総合評価方式(施工実績審査タイプ)</p> <p>技術評価項目について</p>								
<p>1. 責任の所在</p> <p>発注者が技術評価項目申請を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。</p>								
<p>2. 技術評価項目に係る履行確認</p> <p>配置予定技術者、担当手の育成・確保、地域の守り手確保に係る技術評価項目については、工事施工中又は工事完了時において履行状況について確認を行う。</p>								

<p>(2) 環境物品等の調達</p> <p>工事の資材等に係る環境物品等の調達は、北海道グリーン購入基本方針に基づく現行の環境物品等調達方針により行うよう努める。</p> <p>上記における同調達方針として、資材(機器及び材料を含む)のこん包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮したものを優先的に選択・使用するよう努めること。</p>																				
<p>(3) 工事中の留意事項</p>																				
<p>7. 換気の励行</p> <p>工事期間中は、室内や足場内等の通風、換気を十分に行い、室内に放散された化学物質を室外に放出させること。</p>																				
<p>4. 施設利用者にシックハウスを発症した場合の措置</p> <p>改修工事期間中に当該施設利用者がシックハウス症候群となつた場合は、工事監督員に速やかに報告するとともに、工事監督員、施設管理者と連携を図る。</p> <p>また、施設管理者へ建築材料等の情報提供やVOC測定を行うなど工事監督員と協議の上、必要な措置を行うこと。</p>																				
<p>(4) 室内空気中の化学物質の濃度測定</p> <p>室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の指針以下であることを確認の上、報告すること。</p>																				
<p>[測定対象化学物質の種類及び指針値]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象化学物質</th> <th>厚生労働省の指針値(25°Cの場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トルエン</td> <td>0.08 ppm (100 μg/m³)</td> </tr> <tr> <td>ギシレン</td> <td>0.05 ppm (200 μg/m³)</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>0.88 ppm (3,000 μg/m³)</td> </tr> <tr> <td>スチレン</td> <td>0.05 ppm (220 μg/m³)</td> </tr> <tr> <td>ハニクジロロベンゼン</td> <td>0.04 ppm (240 μg/m³)</td> </tr> </tbody> </table>									測定対象化学物質	厚生労働省の指針値(25°Cの場合)	トルエン	0.08 ppm (100 μg/m ³)	ギシレン	0.05 ppm (200 μg/m ³)	エチルベンゼン	0.88 ppm (3,000 μg/m ³)	スチレン	0.05 ppm (220 μg/m ³)	ハニクジロロベンゼン	0.04 ppm (240 μg/m ³)
測定対象化学物質	厚生労働省の指針値(25°Cの場合)																			
トルエン	0.08 ppm (100 μg/m ³)																			
ギシレン	0.05 ppm (200 μg/m ³)																			
エチルベンゼン	0.88 ppm (3,000 μg/m ³)																			
スチレン	0.05 ppm (220 μg/m ³)																			
ハニクジロロベンゼン	0.04 ppm (240 μg/m ³)																			
<p>※ハニクジロロベンゼンは文部科学省対象建築物のみ適用</p> <p>温度測定</p> <p>○ 行う ● 行わない</p> <p>測定箇所 ()箇所 ※測定する位置は、図示による。</p> <p>測定回数 * 1回 ○ 2回</p> <p>測定時期</p> <p>※測定を行う時期は、工事監督員の指示による。</p> <p>拡散法(バッジ式)または厚生労働省が示す標準的な測定方法(アクティブ式)により実施すること。</p>																				
<p>分析方法</p> <p>厚生労働省の示している分析方法による。</p> <p>(測定時の平均室温が20度に満たない場合は、厚生労働省が示す温度、湿度による補正(トルムアルデヒド)を行うこと)。</p> <p>本工事に使用する木材または木材を原料とする資材を使用する場合は、地域材を優先的に使用することとし、使用した材料の種別、産地等を工事監督員に報告すること。</p> <p>地域材とは、道内の森林で産出され、道内で加工された木材をいう。</p> <p>木材又は、木材を原料とする資材を使用する場合は、間伐材や合法性の説明された材を使用すること。</p> <p>また、木材の合法性の説明は、「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月林野庁)に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度から起算して5年間保存すること。</p>																				

7. 関係法令等								
(1) 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。								
・廃棄物の処理及び規制に関する法律(以下「廃棄物処理法」という)								
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という)								
・資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「リサイクル法」という)								
・ボリューム法(以下「C級特別措置法」という)								
・特定製品に係るゴミ類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロコ回収規則法」という)								
・特定製品に係るゴミ類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「リサイクル法」という)								
・特定化粧品の廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「C級特別措置法」という)								
・地表面粗度区分()								
・垂直積雪量(cm)								
工程写真及び完成写真は、北海道建設部建築局営繕工事課写真撮影要領による。								
本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、工事監督員の承認を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事とすることができる。この場合は、宮崎工事写真撮影要領別添「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」によるものとする。								
<p>(1) 技能士の適用は次の職種とし、從事する技能士の氏名・職種及び資格を記載した書面により工事監督員に報告すること。</p> <p>ただし、作業の軽微なものは、工事監督員との協議により省略することができる。</p> <p>なお、施工計画書等の記載事項や添付資料(資格証明等)により選定技能士の内容が確認できる場合も「技能士選定通知書」の提出を省略できる。</p>								
<p><職種></p> <p>型枠施工・鉄筋施工・防水施工・内装仕上げ施工・サッシ施工・ガラス施工・美装・養生・建築設置・石材施工・建築大工・及び、左官・ブロック建築・タイル張り・エーエルシーバルスケル・カーテンウォール施工・造園・樹脂接着剤注入施工・コンクリート圧送施工・冷凍空気調和機器施工・配管・熱絶縁施工・枠組建築・厨房設備施工・自動ドア施工・パルコニー施工・ウェルボート施工・建具製作・蓋施工</p>								
<p>(2) 技能士は、職業能力開発促進法による1級、2級若しくは単一等級の資格を有し、地域技能士会の発行する資格証明書又は、技能検定合格書の写し或いは、技能士手帳の写しを上記(1)の書面に添付すること。</p>								
<p>(3) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。</p>								
<p>受注者は、標準仕様書に定められた安全確保及び環境保全等のほか、特に次の事項に留意し、工事現場の事故防止に努めること。</p>								
<p>(1) 労働者の安全衛生教育を徹底すること。</p>								
<p>(2) 工事現場の安全バリアートルを励行すること。</p>								
<p>(3) 建設機械具などの灾害防止措置を徹底すること。</p>								
<p>(4) 第三者に災害を及ぼしてはならない。</p>								
<p>(5) 公害防止に努めること。</p>								
<p>(6) 公道の汚染防止に努めること。</p>								
<p>(7) 善良な管理者の注意をもってしても、災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置は、工事監督員と協議すること。</p>								

<p>▶ 11. 工事完成時の提出図書等</p> <p>(3) 工事に間連して交通事故が発生したときは速やかに書面により工事監督員に報告すること。</p> <p>(4) 運搬には、許可業者を選定するなどして、過積載又は過労運転等による交通事故防止に努めること。</p> <p>(5) 建設機械（アーム・ドーザ・バックホー等）は、排出ガス対策型を使用し、かつ、低騒音・低振動型の車両を使用すること。</p> <p>工事完成時の提出図書等は、次により工事監督員に提出する。</p> <p>(1) 完成図関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 完成図（A3判） <ul style="list-style-type: none"> 教育庁物件及び道営住宅物件 1部 その他の物件 2部 ○ 新工事（位置図・配置図・面積表・平面図） ○ 改修工事（位置図・配置図・面積表・改修概要表・改修後平面図・立面図等） 完成図（A3判）を製本したもの 3部 <ul style="list-style-type: none"> 道営住宅など、指定管理者により管理するものは4部 道営住宅物件は表紙を六点加工とする 設計原図の貸与 * 有り ○ 無し CADデータの貸与 * 有り ○ 無し CADデータの貸与有りの場合 <ul style="list-style-type: none"> * 完成図のCADデータ及びPDFデータ CDR等による <p>(2) 保全に関する指導案内書（機器取扱説明書） <ul style="list-style-type: none"> * 道営住宅物件に適用 </p> <p>各設備の機器が十分發揮しようよう、主要機器を含めた装置の取扱説明及び保守についての事項を記載したものとする。</p> <p>指導案内書 A4判カラーを標準とする 建設戸数+1部 同上データ CDR等による 1式</p> <p>(4) その他、必要とする書類については、工事監督員の指示による。</p> <p>受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や社会性等及び技術力に関する事項について工事完了時までに所定の様式により提出することができる。</p> <p>本受電から引渡しまでの電力基本料金 ● 本工事 ○ 別途発電材の処理等は次により、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下「有効資源利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理すること。</p> <p>処分を行った場合は、処分数量確定のため、その施設の許可書等（写し）、受入伝票又はマニフェスト伝票等（写し）を工事監督員に提出すること。なお、工事完成書類としてマニフェスト伝票等（写し）の提出は求めない。</p> <p>明示している処分場所については、受入可能な施設のうち、積算上運搬費等を含めて一番安価な処理施設としているが、処理施設場所を指定するものではない。</p> <p>受注者の提示する処理施設と積算上の処理施設が異なる場合においても設置変更の対象としない。</p> <p>ただし、異なる処理施設となった理由が受注者の責によるものでないと判断される場合は、設計変更の対象として扱う。</p> <p>なお、下記の内容を変更する場合は、別途、工事監督員と協議をする。</p>	<p>(7) 建設廃棄物の収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者とすること。</p> <p>当該運搬車には、次に掲げる表示を行い、環境省令で定める書面を備付けること。</p> <table border="1" style="margin-left: 10px; margin-right: 10px;"> <tr><td colspan="2">産業廃棄物収集運搬車</td></tr> <tr><td>業者名</td><td>(○○○○○○○)</td></tr> <tr><td>許可番号</td><td>××××××</td></tr> </table> <p>(8) 「建設リサイクル法」対象工事及び「資源有効利用促進法」で定められた次の資材の輸入、副産物の輸出がある工事は、工事着手時に再生資源利用・利用促進計画書を提出し、提出時にその内容を説明するとともに、書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示し、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</p> <p>また、工事完了時に再生資源利用・利用促進実施書を提出し、工事監督員から請求があった時は、当該実施状況を報告すること。</p> <p>資源有効利用促進法で定められた一定規模以上の工事（表の一つでも該当するもの）</p> <p>・再生資源利用計画書</p> <p>次のような建築資材を搬入する工事</p> <table border="1" style="margin-left: 10px; margin-right: 10px;"> <tr><td>土砂</td><td>500 m以上</td></tr> <tr><td>碎石</td><td>500 t以上</td></tr> <tr><td>加熱アスファルト混合物</td><td>200 t以上</td></tr> </table> <p>・再生資源利用促進計画書</p> <p>次のような特定副産物を搬出する建設工事</p> <table border="1" style="margin-left: 10px; margin-right: 10px;"> <tr><td>土砂</td><td>500 m以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塊</td><td>合計</td></tr> <tr><td>アスファルト・コンクリート塊</td><td>200 t以上</td></tr> <tr><td>建設発生木材</td><td></td></tr> </table>	産業廃棄物収集運搬車		業者名	(○○○○○○○)	許可番号	××××××	土砂	500 m以上	碎石	500 t以上	加熱アスファルト混合物	200 t以上	土砂	500 m以上	コンクリート塊	合計	アスファルト・コンクリート塊	200 t以上	建設発生木材		<p>▶ 21. 火災保険等</p> <p>工事着手から完成引渡までの間を契約額に相当する保険等に加入するものとし、取扱は次による。</p> <p>(1) 付保する保険 <ul style="list-style-type: none"> 工事の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上を保険を付保する。 </p> <p>なお、受注者自ら上記の保険に追加して付する特約等については、これを妨げるものではない。</p> <p>(2) 保険金 <ul style="list-style-type: none"> 原則として請負代金額とする。 </p> <p>(3) 保険の期間 <ul style="list-style-type: none"> 保険の加入期間は原則として工事着手日から完成引渡しまでの間とする。 </p> <p>工事着手日～ 実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始すること）の初日をいつ。</p> <p>完成引渡し～ 工期に14日追加した日とする。</p> <p>(4) 対象外工事 <ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる工事は、対象外工事として保険を付さない事ができる。 </p> <p>(7) 解体、撤去、分解又は片づけ工事</p> <p>(4) 外構工事</p> <p>(5) 保険契約の変更 <ul style="list-style-type: none"> 保険契約を締結後に請負代金額の変更又は工期延長等があった場合は、相応の保険契約を変更しなければならない。 </p> <p>(6) 保証証券等の提出 <ul style="list-style-type: none"> 保険契約を締結（変更も含む）した場合は、当該保証証券等の写しを提出しなければならない。ただし、施工計画書等に添付された証券等の写し、保険会社の証明書等により、保険の内容が確認できる場合は、省略できるものとする。 </p> <p>(7) 協議 <ul style="list-style-type: none"> この取扱いにより難い事項については、必要に応じて受注者は、発注者と協議するものとする。 </p> <p>本工事の受注者は、下記に従い、法定外の労災保険に付さなければならぬ。</p> <p>(1) この特記仕様書における「法定外の労災保険」とは、従業員等が業務上の災害によって身体的障害（後遺障害、死亡を含む）を被つた場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業員等又はその遺族へ支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。</p> <p>(2) 受注者は、本請負工事の契約工期を包含する保険期間による「法定外の労災保険」（以下、「法定外労災保険」）を締結しなければならない。本請負工事に係る契約締結時に「法定外労災保険」の契約を締結していない場合は、工事着手の前に「法定外労災保険」を締結すること。</p> <p>(3) 受注者は、「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事着手の前に、工事監督員を経由して支出負担行為担当者に提出しなければならない。</p> <p>(4) 契約書第23条に基づき本請負工事の工期を変更したことにより、工期が「法定外労災保険」の保険適用外に及びた場合、受注者は速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した「法定外労災保険」の保険証券の写し又は加入証明書の原本を、工事監督員を経由して支出負担行為担当者へ提出しなければならない。</p>	<p>▶ 25. 建設業退職金共済制度</p> <p>工事現場には「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。</p> <p>受注者は、着工後速やかに公衆の見やすい場所に工事標識を掲示する。</p> <p>▶ 26. 工事標識</p> <p>工事標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">工事名</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>発注者</td><td colspan="2">(注1)</td></tr> <tr><td>工事期間</td><td colspan="2">令和年月日～令和年月日</td></tr> <tr><td>受注者</td><td colspan="2">北海道建設部建築局建築整備課 ○○○○○設計事務所(注2)</td></tr> <tr><td>設計者</td><td colspan="2">北海道建設部建築局建築整備課 ○○○○○設計事務所(注2)</td></tr> <tr><td>工事監理者</td><td colspan="2">○○○○○設計事務所(注2)</td></tr> <tr><td>工事現場連絡所</td><td colspan="2">○○○○○現場事務所 (電話) ×××××</td></tr> </table>	工事名			発注者	(注1)		工事期間	令和年月日～令和年月日		受注者	北海道建設部建築局建築整備課 ○○○○○設計事務所(注2)		設計者	北海道建設部建築局建築整備課 ○○○○○設計事務所(注2)		工事監理者	○○○○○設計事務所(注2)		工事現場連絡所	○○○○○現場事務所 (電話) ×××××	
産業廃棄物収集運搬車																																												
業者名	(○○○○○○○)																																											
許可番号	××××××																																											
土砂	500 m以上																																											
碎石	500 t以上																																											
加熱アスファルト混合物	200 t以上																																											
土砂	500 m以上																																											
コンクリート塊	合計																																											
アスファルト・コンクリート塊	200 t以上																																											
建設発生木材																																												
工事名																																												
発注者	(注1)																																											
工事期間	令和年月日～令和年月日																																											
受注者	北海道建設部建築局建築整備課 ○○○○○設計事務所(注2)																																											
設計者	北海道建設部建築局建築整備課 ○○○○○設計事務所(注2)																																											
工事監理者	○○○○○設計事務所(注2)																																											
工事現場連絡所	○○○○○現場事務所 (電話) ×××××																																											

<p>▶ 12. 工事特性・創意工夫・社会性等</p> <p>▶ 13. 電力基本料金</p> <p>▶ 14. 発生材の処理等</p> <p>(1) 発生材のうち、引き渡しをする範囲は次による。工事監督員の指示する方法及び位置に堆積、整理し所定の発生材報告書により工事監督員に報告すること。</p> <p>引き渡しをする範囲：受注者が処理する有価物の範囲は次による。</p> <p>有価物の範囲：なお、有価物は、次の登録又は許可業者で処分すること。</p> <p>廃棄物再生業者登録（知事登録）</p> <p>金属くず商許業者（警察許可）</p> <p>特別管理産業廃棄物</p> <p>種類</p> <p>処理方法</p> <p>処分場所</p> <p>【 】 (総合) 振興局管内</p> <p>片道運搬距離 (km)</p> <p>(4) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物）</p> <p>種類</p> <p>コンクリート塊</p> <p>場所</p> <p>湧別小型運送：湧別町福島560-5</p> <p>片道運搬距離 (30 km)</p> <p>種類</p> <p>アスファルト・コンクリート塊</p> <p>場所</p> <p>（株）リック（アスファルトルーフィング）</p> <p>片道運搬距離 (57 km)</p> <p>種類</p> <p>建設発生木材</p> <p>場所</p> <p>湧別小型運送：湧別町福島560-5</p> <p>片道運搬距離 (30 km)</p> <p>※ 計上、特定建設資材廃棄物は発生しない場合で、受注者の都合により実際に特定建設資材を発生させ、廃棄物として処分する場合は、当該特定建設資材廃棄物の再資源化等実施方法の確定後に、工事監督員の協議を受けること。</p> <p>(5) 再資源化を図るもの（特定建設資材廃棄物以外）</p> <p>種類</p> <p>○ 緩減 ○ 現場で使用</p> <p>場所</p> <p>【 】 (総合) 振興局管内</p> <p>片道運搬距離 (km)</p> <p>(6) その他の発生材</p> <p>種類</p> <p>金属くず・がれき類・ガラス・陶磁器くず</p> <p>処理区分</p> <p>○ 中間処理 ● 最終処分</p> <p>処分場所</p> <p>湧別小型運送：湧別町福島560-5</p> <p>片道運搬距離 (30 km)</p> <p>種類</p> <p>○ 中間処理 ○ 最終処分</p> <p>処理区分</p> <p>○ 中間処理 ○ 最終処分</p> <p>処分場所</p> <p>【 】 (総合) 振興局管内</p> <p>片道運搬距離 (km)</p> <p>(7) 北海道循環資源利用促進税</p> <p>本工事で発生する産業廃棄物が、道内の最終処分場に直接投入される場合、又は中間処理場に搬入される場合でも残さ等が発生し、最終処分場に搬出される場合は、循環税が課税されるので適正に処理すること。</p> <p>自主施工期間中は、低温時施工により品質管理上支障の起こす恐れのない工種は、これを積極的に活用できる。</p> <p>ただし、支障の起こす恐れのある次の工種は、工法等を工事監督員と十分協議の上、施工するものとする。</p> <p><工種> コンクリート・屋外防水・屋上防水・タイル・左官・塗装・給水工事その他の類似する工事</p> <p>工事施工に際しては、職業安定機関と密接な連携を図り、季節労働者などの雇用の拡大に努める。</p> <p>下請負人及び資本業者に対する支払いは現金払いとし、やむを得ず手形払いとする時は、当該手形期間を短く（90日以内）するよう努める。</p>	<p>▶ 23. 現場環境改善</p> <p>▶ 24. 快適トイレの設置</p> <p>(2) ハロン</p> <p>ハロン消火設備のハロン容器は、ハロン消火設備設置業者等に処理を委託。</p> <p>処理区分 * 处理</p> <p>業者名等：</p> <p>場所 住 所 :</p> <p>片道運搬距離 (km)</p> <p>(3) イオン化式感知器</p> <p>製造業者に処理を委託。</p> <p>処理区分 * 处理</p> <p>業者名等：</p> <p>場所 住 所 :</p> <p>片道運搬距離 (km)</p> <p>(4) 六つ化硫黄ガス</p> <p>製造業者に回収を委託。</p> <p>種類 ○ 絶縁開閉器 ○ 絶縁変圧器等の受変電機器</p> <p>処理区分 * 处理</p> <p>業者名等：</p> <p>場所 住 所 :</p> <p>片道運搬距離 (km)</p> <p>(5) PFOs (ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸))</p> <p>種類 ○ 泡消火剤 ○ その他 ()</p> <p>処理区分 ○ 中間処理 ○ 最終処分</p> <p>業者名等：</p> <p>場所 住 所 :</p> <p>片道運搬距離 (km)</p> <p>(6) その他の特殊な建設副産物</p> <p>種類 ○</p> <p>処理区分 ○ 处理 ○ その他の処理方法 ()</p> <p>業者名等：</p> <p>場所 住 所 :</p> <p>片道運搬距離 (km)</p> <p>(7) 快適トイレ</p> <p>本工事は、「快適トイレ設置工事」の対象工事である。</p> <p>(1) 受注者が当該工事の現場に仮設トイレを設置する場合は、建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善すること目的に、快適トイレの設置を検討すること。</p> <p>(2) 快適トイレとは、次の⑦及び⑧の各項目を全て満たすものとする。⑨については、必須ではないが、装備していればより快適になるとと思われる項目なので、設置を検討すること。</p> <p>⑦ 快適トイレに求める標準仕様</p> <p>⑧ 洋式（洋風）便器</p> <p>⑨ 水洗機能（簡易水洗、屎尿処理装置付き含む）</p> <p>⑩ 噴い逆流防止機能（フラッパー機能：必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）</p> <p>(1) 容易に開かない施設機能（二重ロック等・二重ロックの備えがなくとも容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）</p> <p>(2) 照明設備（電源がなくても良いもの）</p> <p>(3) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）</p> <p>(4) 快適トイレとして活用するための備えある付属品</p> <p>(5) 現場に男がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>(6) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</p> <p>(7) サニタリーボックス</p> <p>(8) 鏡付きの洗面台</p> <p>(9) 便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>(10) 推奨する仕様、付属品</p> <p>(11) 便房内幅900mm以上（半畳程度以上）</p> <p>(12) 搞音装置</p> <p>(13) 着替え台</p> <p>(14) フラッパー機能の多重化</p> <p>(15) 窓なし室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(16) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）</p> <p>(17) 従来品相場額（10,000円／基・月）を差し引いた設置費用（実費額）が51,000円／基・月（基準額）未満の場合は、その額で設計変更を行ふ。</p> <p>ただし、地域事情など特別な理由があり、実費額が基準額を超える場合は、受注業者協議のうえ、その理由が妥当と判断できる場合に限り、基準額と協議した金額を加算して設計変更を行ふ。</p> <p>なお、バリアフリー等で男女別トイレが一体となる快適トイレ（一体型）である場合に限り、基準額の金額を102,000円／基・月と、従来品相場額の金額を20,000円／基・月と読み替える。</p> <p>(18) 快適トイレの設置にあたっては、次に留意する。</p> <p>7. 男女別で各1基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいる場合は、その限りではない。</p> <p>なお、設計変更量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／現場まで、工事の拡大に伴う場合に限り、基準額の金額を102,000円／基・月と読み替える。</p> <p>8. 具体的な実施内容や設置時期については、工事着手前の施工計画書提出時に、(2)の項目を満たすことを確認できる資料（見積書を含む）を工事監督員に提出し、規格・設置基準等の詳細について、協議のうえ決定すること。</p> <p>9. 手記が困難な場合は、工事監督員と協議のうえ設置しないことがで</p>	<p>▶ 30. 中間検査の実施</p> <p>▶ 31. 抜き打ち検査の実施</p> <p>▶ 32. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応</p> <p>▶ 33. 重点的な監督業務の実施</p> <p>▶ 34. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等への対応</p> <p>▶ 35. 電子納品</p> <p>(1) 中間検査の実施</p> <p>本工事において、次の段階で中間検査を実施する。</p> <table border="1" style="margin-left: 10px; margin-right: 10px;"> <tr><td>実施対象建物名称</td><td>実施部位</td><td>実施時期</td></tr> <tr><td>○</td><td>○ 基礎工事</td><td>○ 配筋完了時</td></tr> <tr><td>○</td><td>○ 脚</td><td>○ 脚体完了時</td></tr> <tr><td>○</td><td>○ 鋼骨建方</td><td>○ 完了時</td></tr> <tr><td>○</td><td>○ 鋼</td><td>○ 完了時</td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○ 完了時</td></tr> </table> <p>(2) 上記のほか、発注者が中間検査の実施を必要と認めた場合は、別途文書により通知する。</p> <p>(3) 受注者は、中間検査実施可能日について、その14日前までに工事監督員に報告し、検査に際して「営繕工事中間検査実施基準」（北海道建設部建築局）に掲げる関係資料を準備する。</p> <p>(1) 抜き打ち検査の実施</p> <p>本工事において、次の段階で抜き打ち検査を実施する。</p> <table border="1" style="margin-left: 10px; margin-right: 10px;"> <tr><td>実施対象建物名称</td><td>実施部位</td><td>実施時期</td></tr> <tr><td>○</td><td>○ 杭工事</td><td>杭工事施工中</td></tr> <tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </table> <p>(1) 受注者は、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否しなければならない。</p> <p>また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を実行なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、前記により警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を工事監督員に報告しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、暴力団員等による不当介入が発生した場合は、工事監督員と協議するものとする。</p> <p>公共交通工具の品質確保のために、重点的な監督業務の対象工事に指定された場合は、「建設工事監督工事重点監督実施要領」を適用する。</p> <p>なお、対象工事に指定した場合は、別途文書により通知する。</p> <p>受注者は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、保険金の交付又は保証金の供託を行うこと。</p> <p>北海道建設部建築局制定の「営繕工事電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、工事書類を電子成果品として納品する。</p> <p>(1) 電子納品の対象書類</p> <p>電子納品の対象書類は、工事写真及び完成図面を基本とするが、詳細については「ガイドライン」を参考にし、工事監督員と協議の上決定するものとする。</p> <p>(2) 情報共有</p> <p>情報共有の対象書類は「ガイドライン」に示すとおりとするが、詳細については工事監督員と協議の上、決定する。</p> <p>(3) 本工事における情報共有は、電子メールを利用する。なお、受注側の通信環境などから、施工・管理する上で効率化が期待できない場合は、工事監督員との協議によりデータ授受の方法やデータ種類を決定する。</p>	実施対象建物名称	実施部位	実施時期	○	○ 基礎工事	○ 配筋完了時	○	○ 脚	○ 脚体完了時	○	○ 鋼骨建方	○ 完了時	○	○ 鋼	○ 完了時	○	○	○ 完了時	実施対象建物名称	実施部位	実施時期	○	○ 杭工事	杭工事施工中	○	○	○
実施対象建物名称	実施部位	実施時期																											
○	○ 基礎工事	○ 配筋完了時																											
○	○ 脚	○ 脚体完了時																											
○	○ 鋼骨建方	○ 完了時																											
○	○ 鋼	○ 完了時																											
○	○	○ 完了時																											
実施対象建物名称	実施部位	実施時期																											
○	○ 杭工事	杭工事施工中																											
○	○	○																											

<p>(3) 要領・基準 電子納品は、「ガイドライン」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省で定めている「營繕工事電子納品要領」及び「官庁營繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【營繕工事編】」を準用する。</p> <p>(4) 電子納品・情報共有実施に伴う環境整備 受注者は、電子納品及び情報共有を行うにあたり、必要なハード環境及びソフト環境を予め保有している、又は手配可能であること。</p> <p>4. 本工事の契約終結後、受注者は「ガイドライン」に基づき、着手時チェックシートによりインターネット環境や利用ソフト、情報共有対象書類、電子納品対象書類等について工事監督員と協議すること。</p> <p>(5) 電子納品 本工事の電子納品対象書類は、電子媒体（CD-R等）により2部を市販ファイル（A4判）に綴じて提出する。</p> <p>(6) 調査への協力 受注者は、電子納品及び情報共有等に關し、工事監督員から調査依頼があった場合、特段の理由がない限りその調査に応じなければならない。</p> <p>(7) その他 電子納品及び情報共有の遂行にあたり疑義が生じた場合は、工事監督員と十分協議すること。</p> <p>36. 「當緒工事における地域外（遠隔地）からの建設資材調達費の積算方法等」の試行について</p> <p>37. 「當緒工事における地域外（遠隔地）からの労働者確保に要する費用の積算方法等」の試行について</p>	<p>(3) 募集及び解散に要する費用（労務管理費） (地域外労働者確保に要する) 労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費・手当 ○(地域外労働者以外にかかる募集及び解散に要する費用については現場管理費率に含む)</p> <p>(4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用（労務管理費） (地域外労働者確保に要する) 労働者の食事補助、交通費の支給 ○(地域外労働者以外にかかる賃金以外の食事、通勤等に要する費用については現場管理費率に含む)</p> <p>38. 週休2日モデル工事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築、電気及び管工事のうち、受注者が希望する工事を「週休2日モデル工事」の対象とする。 (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、工事監督員に申し出のうえ「週休2日モデル工事」として施工できる。 (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に閑わらす、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。 (4) 対象期間とは、工期内において、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日から後片付け作業（現場事務所の散去・搬出等）を終えた日までの期間をいう。なお、年末年始6日間（12月29日～1月3日）及び夏季休暇3日間（8月13日～15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まれない。 (5) 4週8休以上とは、対象期間における現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 [現場閉所率の算定方法] $K(\%) = A/B$ ※K: 現場閉所率 (%) A: 対象期間における現場閉所日数 B: 対象期間の日数 (6) 現場閉所とは、現場作業を行っていない日とするため、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業や現場事務所での書類整理等の事務的内業を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。 (7) 週休2日の確保の取組は、将来の扱い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものである。とから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。 (8) 発注者は、以下のア～ウまでの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のものとなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の拘束価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。 7. 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上） 補正係数1.05 4. 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満） 補正係数1.03 <p>（実績変更対象項目） 共通仮設費：共通仮設費に含まない項目の費用 現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用） ※労働者確保が出来ず、安易に地域外から確保しても、工事施工箇所の地域において労務のひっ迫状況が確認されなければ、労働者確保に要する費用の設計変更はできない。</p> </p>	<p>※ 割増係数は、時間外0.25、深夜0.25とする。（積算標準単価に平均的能力の作業員による標準作業量の労務費が含まれているため、時間外労務費の割増係数は、割増分のみ（0.25-1=0.25）とする。）</p> <p>(6) 受注者の責に帰すべき理由による時間外等作業については、設計変更の対象としない。</p> <p>(7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合には、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>防寒養生は、次の範囲とする。</p> <p>(1) 寒生期間 1月16日から3月15日を原則とする。 ただし、1月16日以前と3月15日以後において品質確保の観点から防寒養生の実施が必要となる期間については設計変更できるものとする。</p> <p>(2) 養生方法 <ul style="list-style-type: none"> 7. 仮囲 ○ 上家仮囲 (* 単管足場+コンバネシート程度) ○ 側仮囲 (* ピーポート ○ コンバネ) 4. 採暖 ○ 外部採暖 ○ 内部採暖 </p> <p>次に示した項目は、必要に応じて設計変更できるものとする。</p> <p>(1) 対象期間 * 夏期（6月1日～8月31日）</p> <p>(2) 対象項目 <ul style="list-style-type: none"> ・遮光ネット ・ドライミスト ・暑さ指数（WGBT値）の計測値の設置 </p> <p>（提出資料の例） 就業履歴一覧（月別カレンダー）など</p> <p>(5) 受注者が、(3)に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績評定表における評価項目「5. 創意工夫 ■ 施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点評価することとする。</p> <p>(6) CCUS活用のためのカーボンリーダー設置費用及び現場利用料（カーボンタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき、共通仮設費として計上することとする。 この際、これらの費用は現場管理費率及び一般管理費等の対象外とする。</p> <p>ア カーボンリーダー設置費用 カーボンリーダーの購入等の費用について、購入又はリースを証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用的OSがWindowsの場合には1台あたり1万円、iOSの場合には1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上すること。</p> <p>また、カーボンリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。</p> <p>なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カーボンリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。</p> <p>イ 現場利用料（カードタッチ費用） 現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、共通仮設費として計上することとする。</p> <p>なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。</p> <p>(7) 受注者は、別に定めるアンケートを工事完成までに発注者に提出するものとする。</p> <p>(8) 本条に定めのない事項については、必要に応じて受注者の協議により定めるものとする。</p>
<p>(2) 受注者から協議を受け、設計変更が必要と認められる場合は、次のとおりとする。</p> <p>7. 発注者は、実績変更対象項目について特記仕様書により、積算方法を明確にすることとする。</p> <p>4. 受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じし、北海道建設部營繕工事共通積算基準等の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更することがある。受注者は、労働者確保に要する費用の設計変更による費用の設計変更を希望する場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」（様式1-2）、及び「労働者確保に係る方策に変更が生じても、設計変更を希望しない場合は、上記様式の提出は不要とし、工事打合せ記録簿で確認を行う。</p> <p>9. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出出来ない場合は、原則、労働者確保に要する費用の設計変更は行わない。</p> <p>I. 工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出した受注者は、労働者確保に要する方策に変更が生じた場合、速やかに、適正な工事の実施が困難になった理由を工事打合せ記録簿に記載し、工事監督員に提出し協議を行う。</p> <p>オ. 受注者は、工事監督員と協議を行い、労働者確保に要する費用の設計変更が必要と認められた場合は、工事着手日までに「労働者確保に係る実施計画書」等を工事監督員に提出する。</p> <p>カ. 受注者の責めによる工事工程の遅延等受注者の責めに帰すべき事由による增加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>キ. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。</p>	<p>9. 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満） 補正係数1.01</p> <p>(9) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。</p> <p>7. 工事着手前 <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、現場閉所予定期を記載した計画工程表を施工計画書に添付し工事監督員へ提出する。 ・工事監督員は、受注者より受領した計画工程表により、週休2日が確保されていることを確認する。 ・「対象期間」の設定として、現場における準備作業（現場事務所や仮設資材の搬入・設置等）に着手した日及び後片付け作業（現場事務所や仮設資材の撤去・搬出等）を終えた日、必要に応じて工事開始までの期間などを実施する期間などの対象外とする期間を受注者との協議により決定する。 </p> <p>4. 工事着手後 <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は、工事監督員による現場閉所の状況等の確認のため工事週報等に「現場閉所日」を記載し、工事監督員に提出する。 ・工事監督員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された工事週</p>	

● 第2章 仮設工事	
記載のない限り1, 1, 1等の3つの数字は、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)の章・節・項を示す	
項目	特記事項
▶ 1. 騒音・粉じん等の対策	(1) 防音パネル ○ 設ける (設置範囲: 図示) * 設けない (2.1.3)
▶ 2. 足場等	(1) 内部足場 * 脚立足場 ○ 枠組脚足場 (2.2.1) (2) 外部足場 ○ 設置する 足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省平成21年4月策定)の「別紙」手すり先行工法等に関するガイドラインに基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中柱及び輪組の機能を有するものを設置しなければならない。
	(3) 災害防止 ○ ネット状養生シート (○ 防炎I類 ○ 防炎II類) ○ 生養生糊 (○ 金網張 ○ 金網式養生枠) ● 养生シート (○ 防炎I類 ○ 防炎II類) (4) 材料、撤去材等の運搬方法 ○ A種(二本構り等) ○ B種(トラッククレーン等) ○ C種(既存EV利用) ○ D種(既存階段) ○ E種(登り降り梯子等)
▶ 3. 健康	(1) 既存部分・既設器具・既存設備等の養生 * 行わない ○ 行う 養生方法 * ピニルシート ○ (2) 既存ブライアンド、カーテン等の養生及び保管場所等 * 行わない ○ 行う 養生の方法 * ピニルシート ○ 保管場所 (3) 固定された備品、机・ロッカ等の移動 * 行わない ○ 行う 移動場所
▶ 4. 仮設間仕切り	(1) 仮設間仕切りの種別 種別 下地 材質 充填材 塗装 ○ A種 ○ 木下地 * セッコウボード (* 9.5 ○) 厚さ mm ○ 片面 ○ B種 * 軽量鉄骨 ○ 会場 (* 9.0 ○) — * 無し * C種 ○ 塀下地 ○ 全面シート — — * 合板張り程度 — — ○ 鋼製扉 ○ 片面フランジ程度 — — (2) 設置箇所: 図面による (1) 監督員事務所 ○ 設ける * 設けない (* 10m ○ 20m ○ 35m ○ 65m ○ 100m) 程度 (2) 施設、備品等は工事監督員との協議による。
▶ 5. 監督員事務所及び備品等	(3) 平場の保護コンクリートの厚さ * 80mm以上 ○ 床面の上り平たんさ ○ a種 ○ b種 ○ c種 4. 床タル張り等仕上げ * 60mm以上 ○ (14) 保護層の屋上排水溝 ○ 設けない ○ 設ける (図示)
▶ 6. 工事用便所	(10) 既存の保護層及び防水層の立上り部撤去 * 材3.1.1による ○ 行わない (11) 施設の種類及び設置数量 (M3D、P0D、POD1、M3D1、M4D1工法の場合) * アスファルトルーフィング類の製造所の仕様による ○
▶ 7. 工事用水	(12) 屋根露出防水断熱工法におけるルーフドレン回り及び立上り 部周辺の断熱材の取りじまい位置 * 図示 ○
▶ 8. 工事用電力	(13) 平場の保護コンクリートの厚さ * 80mm以上 ○ 床面の上り平たんさ ○ a種 ○ b種 ○ c種 7. こて仕上げ * 80mm以上 ○ 床面の上り平たんさ ○ a種 ○ b種 ○ c種 4. 床タル張り等仕上げ * 60mm以上 ○ (14) 保護層の屋上排水溝 ○ 設けない ○ 設ける (図示)
▶ 9. 指定仮設	(15) 断熱材の種類及び厚さ * 合板張り程度 ○ 合板張り程度
▶ 10. 交通誘導警備員	* 仮設計画図による。 建設機械及び車両等の出入りの際には、出入口に交通誘導警備員を配置し、一般通行者及び一般車両の安全を確保すること。 なお、配置位置及び交通誘導警備員の区分は、次による。 配置位置: 図面による。 警備員詰所: (● 設ける ○ 設けない)

表 工事現場の位置と交通誘導警備員区分	
工事現場の出入り口を設ける道路(路線)	交通誘導警備員区分
市街地(DID)内の路線	交通誘導警備員A
北海道(各方面)公安委員会告示による認定路線	交通誘導警備員B
上記以外の路線	交通誘導警備員C
市街地内の路線及び認定路線の場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備員Aを1人以上配置する。 交通誘導警備員Bを配置できない場合で、やむを得ず受注者自らが交通誘導を行なう場合は、工事監督員と協議すること。 建設機械及び車両等の出入りの際には、適宜作業員を配置し、敷地外の道路等を泥水等で汚した場合には、速やかに清掃を行うこと。	
▶ 12. 清掃員	
○ 第3章 防水改修工事	
項目	特記事項
▶ 1. 降雨等に対する養生方法	3.1.3.(5) (7) ~ (9)による。 (3.1.3)
▶ 2. ルーフドレン回りの処理	改修用ドレン (POAS、POA1、POD、POD1、POS、POS1、POX工法の場合) * 設ける ○ 設けない
▶ 3. 既存下地の処理	(1) 補修箇所の形状、長さ、数量等 * 図示 (3.2.6) (2) POS工法及びPOSI工法(機械的固定工法)の既存保護層を撤去し 防水層を非散去とした立上り部等の処理 * 3.2.6による ○
▶ 4. 既存防水層表面の仕上げ	(3) 架台回り等の受け部及び防水層末端部等の納まり部の処理 * 図示 ○ 工事監督員と協議 * 除去する ○ 除去しない (3.2.6) (MAAS、MAS1、M40、M4D1、L4X工法の場合)
▶ 5. 断熱材	各断熱工法で使用する断熱材は、ノンフロン仕様とする。 (1) 改良アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ * 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示 (2) 部分粘着層改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ * 表3.3.3から表3.3.9による ○ 図示 (3) 押え金物の材質及び形状・寸法 材質: * アルミニウム製 形状: * L=30×15×2.0mm程度 ○
▶ 6. アスファルト防水	(4) 屋根保護防水断熱工法の断熱材の種類及び厚さ * 断熱材3種 b A (スキン層付き) (JIS A 9521) 厚さ (mm) —
	(5) 屋根露出防水断熱工法の断熱材の種類及び厚さ * JIS A 9521(建築用断熱材)に基づく次の発泡アスファルト断熱材 ○ E-X 法ボリチレンフォーム断熱材 * (JIS記号) * スキン層等の区分 _____ ○ 押出法ボリチレンフォーム * (JIS記号) * スキン層等の区分 _____ 硬質ウレタンフォーム断熱材2種 1号又は2号で透湿係数を除く規格に準ずるもの (JIS A 9521)
	断熱材 厚さ (mm) —

(6) 絶縁用シート	
7. 屋根保護防水密着工法又は屋根保護防水絶縁工法	* ポリエチレンシーム材 厚0.15mm以上 ○
4. 屋根保護防水密着断熱工法又は屋根保護防水絶縁断熱工法	* フラットヤンクロス (70g/m ² 程度) ○
(7) 保護シングルクリート	設計基準強度(Fc) * 18N/mm ○ N/mm (8.11.1)
○ 設ける (設置範囲: 図示) * 設けない	スランプ * 15cm ○ 18cm
(8) 上り部保護	立上り部保護 ○ 設ける 外部足場 ○ 設置する
	(3.3.2)
	(9) 種別及び工程
施工部位	工法 種別 立上り部における保護工法
O P O S	O S-F1 * 1.2 ○ * シルバー ○ カラー
O S-F2	* 2.0 ○ 1.5 ○
O S4S	O S-M1 * 1.5 ○ * シルバー ○ カラー
(表3.5.1)	O S-M2 * 2.0 ○ 1.5 ○
O P O S I	O S-I-F1 * 1.2 ○ * シルバー ○ カラー
O S-I-F2	* 1.5 ○
O S4S I	O S-I-M1 * 1.5 ○ * シルバー ○ カラー
(表3.5.2)	O S-I-M2 * 1.5 ○
O S-C	O S-C1 * 1.0 ○
(3.3.4)	(3.3.3) (表3.3.3~10)
(3.3.2)	
(3.3.3)	
(3.3.4)	
(3.3.5)	
(3.3.6)	
(3.3.7)	
(3.3.8)	
(3.3.9)	
(3.3.10)	

8. 合成高分子系ルーフィング シート防水	
(1) 種別及び工程	(3.1.4) (表3.1.1) (3.5.2~4) (表3.5.1~3)
施工部位	工法 種別 厚さmm 仕上塗材
O P O S	O S-F1 * 1.2 ○ * シルバー ○ カラー
O S-F2	* 2.0 ○ 1.5 ○
O S4S	O S-M1 * 1.5 ○ * シルバー ○ カラー
(表3.5.1)	O S-M2 * 2.0 ○ 1.5 ○
O P O S I	O S-I-F1 * 1.2 ○ * シルバー ○ カラー
O S-I-F2	* 1.5 ○
O S4S I	O S-I-M1 * 1.5 ○ * シルバー ○ カラー
(表3.5.2)	O S-I-M2 * 1.5 ○
O S-C	O S-C1 * 1.0 ○
(3.3.4)	(3.3.3) (表3.3.3~10)
(3.3.2)	
(3.3.3)	
(3.3.4)	
(3.3.5)	
(3.3.6)	
(3.3.7)	
(3.3.8)	
(3.3.9)	
(3.3.10)	

9. 仕上塗料の種類及び使用量	
7. 種類: * 非歩行用仕様 ○	(表3.5.1~2)
4. 使用量	○
	* ルーフィングシートの製造所の仕様による
	○
(10) S-I-M1及びS-I-M2の防湿用フィルムの設置	(表3.5.2)
* 図示 ○	
(11) S-C1の工程4の保護モルタルの塗厚	(表3.5.3)
○ mm	
(12) プレキサトコンクリート下地の場合は地盤処理(接着工法)	(表3.5.4)
* 図示 ○	
(13) プレキサトコンクリート下地の内部の増強り(S-I-F1又はS-I-F1の場合は地盤処理)	(表3.5.4)
* 図示 ○	
(3.5.1)	
(3.5.2)	
(3.5.3)	
(3.5.4)	
(3.5.5)	
(3.5.6)	
(3.5.7)	
(3.5.8)	
(3.5.9)	
(3.5.10)	
(3.5.11)	
(3.5.12)	
(3.5.13)	
(3.5.14)	
(3.5.15)	
(3.5.16)	
(3.5.17)	
(3.5.18)	
(3.5.19)	
(3.5.20)	
(3.5.21)	
(3.5.22)	
(3.5.23)	
(3.5.24)	
(3.5.25)	
(3.5.26)	
(3.5.27)	
(3.5.28)	
(3.5.29)	
(3.5.30)	
(3.5.31)	
(3.5.32)	
(3.5.33)	
(3.5.34)	
(3.5.35)	
(3.5.36)	
(3.5.37)	
(3.5.38)	
(3.5.39)	
(3.5.40)	
(3.5.41)	
(3.5.42)	
(3.5.43)	
(3.5.44)	
(3.5.45)	
(3.5.46)	
(3.5.47)	
(3.5.48)	

3. 浮き部改修		(1) モルタル塗り仕上げ外壁 (4.1.4)(4.3.4)					
改修工法の種類		(アンカービンの本数 (本/m ²)		注入口の箇所数 (箇所/m ²)			
一般部	指定部	一般部	指定部	注入量 (ml/箇所)			
○ アンカービン部分 エボキン樹脂塗り工法	* 16 ○	* 25 ○	— —	* 25 ○	(4.3.11) (図4.3.1)		
○ アンカービンシング全面 エボキン樹脂塗り工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.3.12) (表4.3.5) (図4.3.2)		
○ アンカービニング全面ポリマー セメントスラリー注入工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.3.13) (表4.3.5) (図4.3.2)		
○ 入口付アンカービニング 部分エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	— —	* 25 ○	(4.3.14) (図4.3.3)		
○ 全面エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 25 ○	(4.3.15) (表4.3.6)		
○ 全面ポリマースラリー注入工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 16 ○	(4.3.16) (表4.3.6)		
○ 充填工法	* ポリマーセメントモルタル 4.3.10 表4.3.3による						
※ モルタル塗替え工法の既製品目地材: ○ 使用する(形状) (2) タイル張り仕上げ外壁 (4.1.4)(4.4.1)							
改修工法の種類		(アンカービンの本数 (本/m ²)		注入口の箇所数 (箇所/m ²)			
一般部	指定部	一般部	指定部	注入量 (ml/箇所)			
○ アンカービニング部分 エボキン樹脂塗り工法	* 16 ○	* 25 ○	— —	* 25 ○	(4.4.9) (4.3.11)		
○ アンカービニング全面 エボキン樹脂塗り工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.4.10) (4.3.12)		
○ アンカービニング全面ポリマー セメントスラリー注入工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.4.11) (表4.3.13)		
○ 入口付アンカービニング 部分エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	— —	* 25 ○	(4.4.12) (図4.3.14)		
○ 全面エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 25 ○	(4.4.13) (表4.3.15)		
○ 全面ポリマースラリー注入工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 16 ○	(4.4.14) (表4.3.16)		
○ エボキン樹脂塗りタイル開削工法	* 9 ○	* 16 ○	— —	* 25 ○	(4.4.15) (4.3.14)		
○ タイル部分張替え工法	○ ポリマーセメントモルタル ○ 一液反応硬化変成シリコーン樹脂系						
※ アンカービンの本数について、浮き面積が1m ² 以下の場合は、改修工事標準仕様書の各改修工法による。 (3) アンカービンの材質等 ○ ステンレス鋼(SUS304) 呼び径4mm(丸棒) 全ねじ切り加工 ○ (4) 注入口付アンカービンの材質等 * ステンレス鋼(SUS304) 外径6mm程度 ○ (1) 再生材利用タイルの使用 ○ 使用する ○ 使用しない (2) 目地改修工法の種類 ○ 目地ひび割れ部改修工法 ○ 伸縮調整目地改修工法 (3) タイルの形状、寸法等 (4.4.5)							
形状寸法		うわぐずり 施錠 × × ×		役物 無錠 ○ ○ ○			
色 無 有 ○ ○ ○		耐凍害性 特 有 ○ ○ ○		耐滑り性 無 無 ○ ○ ○			
工 法 — — —							
※ 施工部位図示する。							
4. タイル張り仕上げ外壁		(2) 複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性等 (4.5.2)(表5.2.2)					
改修工法の種類		(アンカービンの本数 (本/m ²)		注入口の箇所数 (箇所/m ²)			
一般部	指定部	一般部	指定部	注入量 (ml/箇所)			
○ アンカービニング部分 エボキン樹脂塗り工法	* 16 ○	* 25 ○	— —	* 25 ○	(4.5.3)		
○ アンカービニング全面 エボキン樹脂塗り工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.5.4)		
○ 入口付アンカービニング 部分エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	— —	* 25 ○	(4.5.5)		
○ 全面エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 25 ○	(4.5.6)		
○ 充填工法	* ポリマーセメントモルタル 4.3.10 表4.3.3による						
※ モルタル塗替え工法の既製品目地材: ○ 使用する(形状) (2) タイル張り仕上げ外壁 (4.2.2)							
改修工法の種類		(7) 吹き止め 吹き込み防止用サイドシール(3方)を設ける (8) 鋼板の種類及びめっきの付着量 種類 ○ JIS G 3302 ○ JIS G 3312 付着量 * Z12又はF12 ○					
一般部	指定部	一般部	指定部	注入量 (ml/箇所)			
○ アンカービニング部分 エボキン樹脂塗り工法	* 16 ○	* 25 ○	— —	* 25 ○	(4.5.1)		
○ アンカービニング全面 エボキン樹脂塗り工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.5.2)		
○ 入口付アンカービニング 部分エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	— —	* 25 ○	(4.5.3)		
○ 全面エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 25 ○	(4.5.4)		
○ 充填工法	* ポリマーセメントモルタル 4.3.10 表4.3.3による						
※ モルタル塗替え工法の既製品目地材: ○ 使用する(形状) (2) タイル張り仕上げ外壁 (4.2.2)							
改修工法の種類		(9) 簡易気密型ドアセット ○ 適用する ○ 適用しない (10) 耐風圧性(外部) 水系 ○ 溶剤系 ○ 弱溶剤系 樹脂 ○ アクリル系 ○ シリカ系 ○					
一般部	指定部	一般部	指定部	注入量 (ml/箇所)			
○ アンカービニング部分 エボキン樹脂塗り工法	* 16 ○	* 25 ○	— —	* 25 ○	(4.5.1)		
○ アンカービニング全面 エボキン樹脂塗り工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.5.2)		
○ 入口付アンカービニング 部分エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	— —	* 25 ○	(4.5.3)		
○ 全面エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 25 ○	(4.5.4)		
○ 充填工法	* ポリマーセメントモルタル 4.3.10 表4.3.3による						
※ モルタル塗替え工法の既製品目地材: ○ 使用する(形状) (2) タイル張り仕上げ外壁 (4.2.2)							
改修工法の種類		(11) 鋼製建具 ○ 手動式 ○ 電動式 (12) 鋼製軽量建具 ○ RA種 ○ RB種 ○ RC種 ○ RA種 ○ RB種 ○ RC種					
一般部	指定部	一般部	指定部	注入量 (ml/箇所)			
○ アンカービニング部分 エボキン樹脂塗り工法	* 16 ○	* 25 ○	— —	* 25 ○	(4.5.1)		
○ アンカービニング全面 エボキン樹脂塗り工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.5.2)		
○ 入口付アンカービニング 部分エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	— —	* 25 ○	(4.5.3)		
○ 全面エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 25 ○	(4.5.4)		
○ 充填工法	* ポリマーセメントモルタル 4.3.10 表4.3.3による						
※ モルタル塗替え工法の既製品目地材: ○ 使用する(形状) (2) タイル張り仕上げ外壁 (4.2.2)							
改修工法の種類		(13) 鋼製軽シャッター ○ 手動式 ○ 電動式 (14) 鋼製軽量シャッター ○ RA種 ○ RB種 ○ RC種 ○ RA種 ○ RB種 ○ RC種					
一般部	指定部	一般部	指定部	注入量 (ml/箇所)			
○ アンカービニング部分 エボキン樹脂塗り工法	* 16 ○	* 25 ○	— —	* 25 ○	(4.5.1)		
○ アンカービニング全面 エボキン樹脂塗り工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.5.2)		
○ 入口付アンカービニング 部分エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	— —	* 25 ○	(4.5.3)		
○ 全面エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 25 ○	(4.5.4)		
○ 充填工法	* ポリマーセメントモルタル 4.3.10 表4.3.3による						
※ モルタル塗替え工法の既製品目地材: ○ 使用する(形状) (2) タイル張り仕上げ外壁 (4.2.2)							
改修工法の種類		(15) 軽量シャッター ○ 手動式 ○ 電動式 (16) オーバーヘッドドア ○ ベルト式 ○ ローハード式 ○ ハイロフト式 ○ パーテカル形式 セクション材料による区分 耐風圧区区分 (Pa) 開閉方式による 収納形式による ガイドレールによる * スチールタイプ ○ バランス式 ○ スタンドアード形 ○ 溶接止めひつき鋼板 ○ アルミニウムタイプ ○ チェーン式 ○ ローハード形 ○ ローハード形 ○ ファイバーグラスタイプ ○ ハイロフト形 ○ パーテカル形					
一般部	指定部	一般部	指定部	注入量 (ml/箇所)			
○ アンカービニング部分 エボキン樹脂塗り工法	* 16 ○	* 25 ○	— —	* 25 ○	(4.5.1)		
○ アンカービニング全面 エボキン樹脂塗り工法	* 13 ○	* 20 ○	* 12 ○	* 20 ○	(4.5.2)		
○ 入口付アンカービニング 部分エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	— —	* 25 ○	(4.5.3)		
○ 全面エボキン樹脂塗り工法	* 9 ○	* 16 ○	* 9 ○	* 25 ○	(4.5.4)		
○ 充填工法	* ポリマーセメントモルタル 4.3.10 表4.3.3による						
※ モルタル塗替え工法の既製品目地材: ○ 使用する(形状) (2) タイル張り仕上げ外壁 (4.2.2)							
改修工法の種類		(17) ガラス 建具の種類 建具の種類による区分 建具の種類による区分 建具の種類による区分 * アルミニウム製建具 * シーリング材 ○ 建築用ガスケット ○ 鋼製建具 * シーリング材 ○ ステンレス製建具 * シーリング材 ○ 鋼製軽量建具 * シーリング材 ○ 木製建具 * 押縫 ○ 樹脂製建具 * 建築用ガスケット (1) ガラスの種類及びめつきは建具表による。 (2) ガラス留め材(防火戸以外) 該当 建具の種類 * アルミニウム製建具 * シーリング材 ○ 建築用ガスケット ○ 鋼製建具 * シーリング材 ○ ステンレス製建具 * シーリング材 ○ 鋼製軽量建具 * シーリング材 ○ 木製建具 * 押縫 ○ 樹脂製建具 * 建築用ガスケット (3) 板ガラスをはめ込む溝の大きさ * 建具の製造者の仕様による ○ 図面による (4) 壁面用塗膜防水材の仕様 * 壁面用塗膜防水材の種類による ○ 図面による (5) 木製の材質、寸法、形状 * 木製の材質、寸法、形状 ○ 図面による (6) 金属製化粧カバーの材質、寸法、形状 * 金属製化粧カバーの材質、寸法、形状 ○ 図面による (7) 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 * 適用する ○ 適用しない (8) ガラスブロックの材質 * ガラスブロック					

<p>(5) 作成用集成材等 7. 「集成材の日本農林規格」による作成用集成材等</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>樹種</th> <th>見付け材面</th> <th>寸法(mm)</th> <th>見付け材面の品質</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>化粧薄板:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>芯材:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>化粧薄板:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>芯材:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>化粧薄板:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>芯材:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	樹種	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質							化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等							芯材:	面		* 1等 ○ 2等							化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等							芯材:	面		* 1等 ○ 2等							化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等							芯材:	面		* 1等 ○ 2等				
施工箇所	品名	樹種	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質																																																																										
		化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
		芯材:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
		化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
		芯材:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
		化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
		芯材:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
<p>4. 「集成材の日本農林規格」による化粧ぱり作成用集成材</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>樹種</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>見付け材面</th> <th>寸法(mm)</th> <th>見付け材面の品質</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>化粧薄板:</td><td>面</td><td></td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>芯材:</td><td>面</td><td></td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>化粧薄板:</td><td>面</td><td></td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>芯材:</td><td>面</td><td></td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	樹種	厚さ(mm)	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質						化粧薄板:	面			* 1等 ○ 2等						芯材:	面			* 1等 ○ 2等						化粧薄板:	面			* 1等 ○ 2等						芯材:	面			* 1等 ○ 2等																							
施工箇所	品名	樹種	厚さ(mm)	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質																																																																									
		化粧薄板:	面			* 1等 ○ 2等																																																																									
		芯材:	面			* 1等 ○ 2等																																																																									
		化粧薄板:	面			* 1等 ○ 2等																																																																									
		芯材:	面			* 1等 ○ 2等																																																																									
<p>5. 「集成材の日本農林規格」以外の化粧ぱり作成用集成材等</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>樹種</th> <th>寸法(mm)</th> <th>見付け材面の品質</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>化粧薄板:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>芯材:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>化粧薄板:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>芯材:</td><td>面</td><td></td><td>* 1等 ○ 2等</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質								化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等							芯材:	面		* 1等 ○ 2等							化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等							芯材:	面		* 1等 ○ 2等																								
施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質																																																																											
		化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
		芯材:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
		化粧薄板:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
		芯材:	面		* 1等 ○ 2等																																																																										
<p>(6) 作成用単板積層材 7. JAS 0701の作成用単板積層材</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th>表面の品質(化粧加工)</th> <th>防虫処理</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○ 有り</td><td>○ 有り</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]</td><td>[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○ 無し</td><td>(等級:)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○ 有り</td><td>○ 有り</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]</td><td>[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○ 無し</td><td>(等級:)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質(化粧加工)	防虫処理									○ 有り	○ 有り									[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	○ 適用する	○ 適用しない							○ 無し	(等級:)									○ 有り	○ 有り									[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	○ 適用する	○ 適用しない							○ 無し	(等級:)					
施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質(化粧加工)	防虫処理																																																																											
			○ 有り	○ 有り																																																																											
			[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
			○ 無し	(等級:)																																																																											
			○ 有り	○ 有り																																																																											
			[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
			○ 無し	(等級:)																																																																											
<p>4. JAS 0701以外の作成用単板積層材</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>寸法(mm)</th> <th>表面の品質(化粧加工)</th> <th>含水率</th> <th>防虫処理</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>○ 有り</td><td>○ 有り</td><td>* 14%以下</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]</td><td>[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○ 無し</td><td>(等級:)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○ 有り</td><td>○ 有り</td><td>* 14%以下</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]</td><td>[加工: ○ 天然木化粈加工 ○ 塗装加工]</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○ 無し</td><td>(等級:)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	寸法(mm)	表面の品質(化粧加工)	含水率	防虫処理								○ 有り	○ 有り	* 14%以下	○ 適用する	○ 適用しない						[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]									○ 無し	(等級:)									○ 有り	○ 有り	* 14%以下	○ 適用する	○ 適用しない						[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	[加工: ○ 天然木化粈加工 ○ 塗装加工]									○ 無し	(等級:)						
施工箇所	寸法(mm)	表面の品質(化粧加工)	含水率	防虫処理																																																																											
		○ 有り	○ 有り	* 14%以下	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
		[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]																																																																												
		○ 無し	(等級:)																																																																												
		○ 有り	○ 有り	* 14%以下	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
		[加工: ○ 天然木化粧加工 ○ 塗装加工]	[加工: ○ 天然木化粈加工 ○ 塗装加工]																																																																												
		○ 無し	(等級:)																																																																												
<p>か. JAS 3079による直交集成材</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>樹種</th> <th>寸法(mm)</th> <th>強度等級</th> <th>種別</th> <th>接着性能</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>○ 異等級構成</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○ A種</td><td>○ B</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>○ 同一等級構成</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○ B種</td><td>○ C</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>○ 異等級構成</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○ A種</td><td>○ B</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>○ 同一等級構成</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○ B種</td><td>○ C</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	強度等級	種別	接着性能					○ 異等級構成	○	○	○	○ A種	○ B					○ 同一等級構成	○	○	○	○ B種	○ C					○ 異等級構成	○	○	○	○ A種	○ B					○ 同一等級構成	○	○	○	○ B種	○ C																							
施工箇所	品名	樹種	寸法(mm)	強度等級	種別	接着性能																																																																									
	○ 異等級構成	○	○	○	○ A種	○ B																																																																									
	○ 同一等級構成	○	○	○	○ B種	○ C																																																																									
	○ 異等級構成	○	○	○	○ A種	○ B																																																																									
	○ 同一等級構成	○	○	○	○ B種	○ C																																																																									
<p>5. 軽量鉄骨天井下地</p>																																																																															
<p>(7) 合板等 7. 「合板の日本農林規格」による普通合板</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>防虫処理</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>* 5.5</td><td></td><td>* 1類</td><td>広葉樹</td><td>○ 適用する</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○ 2類</td><td>* 2等 ○ 1等 針葉樹</td><td>○ 適用する</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>* C-D</td><td>○</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>* 5.5</td><td></td><td>* 1類</td><td>広葉樹</td><td>○ 適用する</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○ 2類</td><td>* 2等 ○ 1等 針葉樹</td><td>○ 適用する</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>* C-D</td><td>○</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理						* 5.5		* 1類	広葉樹	○ 適用する								○ 2類	* 2等 ○ 1等 針葉樹	○ 適用する								* C-D	○	○ 適用しない						* 5.5		* 1類	広葉樹	○ 適用する								○ 2類	* 2等 ○ 1等 針葉樹	○ 適用する								* C-D	○	○ 適用しない			
施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理																																																																									
		* 5.5		* 1類	広葉樹	○ 適用する																																																																									
				○ 2類	* 2等 ○ 1等 針葉樹	○ 適用する																																																																									
				* C-D	○	○ 適用しない																																																																									
		* 5.5		* 1類	広葉樹	○ 適用する																																																																									
				○ 2類	* 2等 ○ 1等 針葉樹	○ 適用する																																																																									
				* C-D	○	○ 適用しない																																																																									
<p>4. 「合板の日本農林規格」による化粧ぱり構造用合板</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>防虫処理</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>○ 12.0</td><td>○</td><td>○ 特類</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○ 12.0</td><td>○</td><td>○ 特類</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○ 12.0</td><td>○</td><td>○ 特類</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理							○ 12.0	○	○ 特類	○ 適用する	○ 適用しない						○ 12.0	○	○ 特類	○ 適用する	○ 適用しない						○ 12.0	○	○ 特類	○ 適用する	○ 適用しない																																	
施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理																																																																										
		○ 12.0	○	○ 特類	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
		○ 12.0	○	○ 特類	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
		○ 12.0	○	○ 特類	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
<p>か. 「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>単板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>防虫処理</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○ 1類</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○ 2類</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○ 1類</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○ 2類</td><td>○ 適用する</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理							○	○	○ 1類	○ 適用する	○ 適用しない						○	○	○ 2類	○ 適用する	○ 適用しない						○	○	○ 1類	○ 適用する	○ 適用しない						○	○	○ 2類	○ 適用する	○ 適用しない																							
施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理																																																																										
		○	○	○ 1類	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
		○	○	○ 2類	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
		○	○	○ 1類	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
		○	○	○ 2類	○ 適用する	○ 適用しない																																																																									
<p>か. 「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>単板の樹種名</th> <th>化粧加工の方法</th> <th>接着の程度</th> <th>防虫処理</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○ ホーリング</td><td>○ アリット</td><td>○ 1類</td><td>○ 適用する</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○ 塗装等</td><td>○</td><td>○ 2類</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○ ホーリング</td><td>○ アリット</td><td>○ 1類</td><td>○ 適用する</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○ 塗装等</td><td>○</td><td>○ 2類</td><td>○ 適用しない</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理						○	○	○ ホーリング	○ アリット	○ 1類	○ 適用する					○	○	○ 塗装等	○	○ 2類	○ 適用しない					○	○	○ ホーリング	○ アリット	○ 1類	○ 適用する					○	○	○ 塗装等	○	○ 2類	○ 適用しない																						
施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	化粧加工の方法	接着の程度	防虫処理																																																																									
		○	○	○ ホーリング	○ アリット	○ 1類	○ 適用する																																																																								
		○	○	○ 塗装等	○	○ 2類	○ 適用しない																																																																								
		○	○	○ ホーリング	○ アリット	○ 1類	○ 適用する																																																																								
		○	○	○ 塗装等	○	○ 2類	○ 適用しない																																																																								
<p>か. JAS 5908によるパーティクルボード(MDF)</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>表裏面の状態による区分</td><td>曲げ強さによる区分</td><td>耐水性による区分</td><td>難燃性による区分</td><td>厚さ(mm)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>13タイプ</td><td>MR1(M)</td><td>○</td><td>○</td><td>* 15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>MR2(P)</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>* 13タイプ</td><td>MR1(M)</td><td>○</td><td>○</td><td>* 15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>MR2(P)</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	寸法(mm)											表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)						13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15						○	MR2(P)	○	○							* 13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15						○	MR2(P)	○	○													
施工箇所	品名	寸法(mm)																																																																													
			表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)																																																																								
			13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15																																																																								
			○	MR2(P)	○	○																																																																									
			* 13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15																																																																								
			○	MR2(P)	○	○																																																																									
<p>か. JAS 3060による構造用パネル</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>表裏面の状態による区分</td><td>曲げ強さによる区分</td><td>接着剤による区分</td><td>難燃性による区分</td><td>厚さ(mm)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>W</td><td>生地のまま、ワックス塗り</td><td>O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)</td><td>U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>13タイプ</td><td>MR1(M)</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>MR2(P)</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	寸法(mm)											表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)						W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)							13タイプ	MR1(M)	○	○							○	MR2(P)	○	○																							
施工箇所	品名	寸法(mm)																																																																													
			表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)																																																																								
			W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)																																																																									
			13タイプ	MR1(M)	○	○																																																																									
			○	MR2(P)	○	○																																																																									
<p>か. JAS 3060によるミディアムデンシティーファイバーボード(MDF)</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>表裏面の状態による区分</td><td>曲げ強さによる区分</td><td>接着剤による区分</td><td>難燃性による区分</td><td>厚さ(mm)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>W</td><td>生地のまま、ワックス塗り</td><td>O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)</td><td>U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>13タイプ</td><td>MR1(M)</td><td>○</td><td>○</td><td>* 15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>MR2(P)</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	寸法(mm)											表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)						W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)							13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15						○	MR2(P)	○	○																							
施工箇所	品名	寸法(mm)																																																																													
			表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)																																																																								
			W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)																																																																									
			13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15																																																																								
			○	MR2(P)	○	○																																																																									
<p>か. JAS 3060によるミディアムデンシティーファイバーボード(MDF)</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>表裏面の状態による区分</td><td>曲げ強さによる区分</td><td>接着剤による区分</td><td>難燃性による区分</td><td>厚さ(mm)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>W</td><td>生地のまま、ワックス塗り</td><td>O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)</td><td>U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>13タイプ</td><td>MR1(M)</td><td>○</td><td>○</td><td>* 15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>MR2(P)</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	寸法(mm)											表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)						W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)							13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15						○	MR2(P)	○	○																							
施工箇所	品名	寸法(mm)																																																																													
			表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)																																																																								
			W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)																																																																									
			13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15																																																																								
			○	MR2(P)	○	○																																																																									
<p>か. JAS 3060による構成用パネル</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>表裏面の状態による区分</td><td>曲げ強さによる区分</td><td>接着剤による区分</td><td>難燃性による区分</td><td>厚さ(mm)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>W</td><td>生地のまま、ワックス塗り</td><td>O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)</td><td>U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>13タイプ</td><td>MR1(M)</td><td>○</td><td>○</td><td>* 15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>MR2(P)</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	寸法(mm)											表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)						W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)							13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15						○	MR2(P)	○	○																							
施工箇所	品名	寸法(mm)																																																																													
			表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)																																																																								
			W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)																																																																									
			13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15																																																																								
			○	MR2(P)	○	○																																																																									
<p>か. JAS 3060による構成用パネル</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>表裏面の状態による区分</td><td>曲げ強さによる区分</td><td>接着剤による区分</td><td>難燃性による区分</td><td>厚さ(mm)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>W</td><td>生地のまま、ワックス塗り</td><td>O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)</td><td>U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>13タイプ</td><td>MR1(M)</td><td>○</td><td>○</td><td>* 15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>MR2(P)</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	寸法(mm)											表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)						W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)							13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15						○	MR2(P)	○	○																							
施工箇所	品名	寸法(mm)																																																																													
			表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)																																																																								
			W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)																																																																									
			13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15																																																																								
			○	MR2(P)	○	○																																																																									
<p>か. JAS 3060による構成用パネル</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>表裏面の状態による区分</td><td>曲げ強さによる区分</td><td>接着剤による区分</td><td>難燃性による区分</td><td>厚さ(mm)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>W</td><td>生地のまま、ワックス塗り</td><td>O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)</td><td>U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>13タイプ</td><td>MR1(M)</td><td>○</td><td>○</td><td>* 15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>MR2(P)</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										施工箇所	品名	寸法(mm)											表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)						W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)							13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15						○	MR2(P)	○	○																							
施工箇所	品名	寸法(mm)																																																																													
			表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)																																																																								
			W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワックス塗り(オイル2回、ワックス1回)	U CB : ウレタン樹脂2回塗り(2回塗り)																																																																									
			13タイプ	MR1(M)	○	○	* 15																																																																								
			○	MR2(P)	○	○																																																																									
<p>か. JAS 3060による構成用パネル</p>																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品名</th> <th>寸法(mm)</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td>表裏面の状態による区分</td><td>曲げ強さによる区分</td><td>接着剤による区分</td><td>難燃性による区分</td><td>厚さ(mm)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td>W</td><td>生地のまま、ワックス塗り</td><td>O SW : オイルステンレスワ</td></tr></tbody></table>										施工箇所	品名	寸法(mm)											表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)						W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワ																																												
施工箇所	品名	寸法(mm)																																																																													
			表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)																																																																								
			W	生地のまま、ワックス塗り	O SW : オイルステンレスワ																																																																										